

分類	項番	質問趣旨	回答
01 交付対象者	1	岸和田市内でお店を営業している個人事業主ですが、住んでいるのは岸和田市外です。補助金を申請できますか。	個人事業主の住所(居住地)が岸和田市外であっても、岸和田市内に営業所、事業所、工場等を有しており、岸和田市内にある営業所、事業所、工場等の事業で事業を行っていることを書類等で客観的に確認でき、その岸和田市内の事業所等あれば、補助金を申請できます。
	2	岸和田市内でお店を営業している法人ですが、本店所在地は岸和田市外です。補助金を申請できますか。	申請時点の本店所在地が岸和田市外であっても、岸和田市内で創業した上で岸和田市内に営業所、事業所、工場等を有しており、岸和田市内にある営業所、事業所、工場等に対して実施する事業であれば、補助金を申請できます。
	3	岸和田市内に無人の倉庫を保有していますが、補助金を申請できますか。	事業所、営業所とは、物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して継続的に行われているものをさすため、無人の倉庫は事業所・営業所と判断せず、対象外となります。
	4	昨年度貝塚市で創業し、今年度の4月1日に岸和田市内に事業所を移転しましたが、補助金を申請できますか。	岸和田市外で創業した場合は、対象外となります。ただし、岸和田市内で創業後、岸和田市内で移転を行っていた場合は、「岸和田市内で創業を行ったこと」「岸和田市内で移転が行われたこと」「申請日時点で岸和田市内で事業を行っていること」を書類等で客観的に確認できれば、申請できます。
	5	3年前の個人事業主として本補助金を使用し、2年前に法人成りを行った法人です。今回は、ホームページの作成費用で本補助金を申請したいと考えていますが、個人事業主時代に本補助金の交付を受けている場合は、法人成り後に法人として、本補助金の申請はできますか。	本補助金(名称違いの過年度分の補助金を含む)の交付を受けた方は、補助金対象外となります。また、過去に個人事業主で本補助金の交付を受け、その後法人成りをし、今年度に再度法人として本補助金を申請する場合も、同一事業者分となり、申請はできません。

分類	項番	質問趣旨	回答
02 交付額及び補助率	1	<p>交付申請額2万円で補助金を申請した後に、追加で事業を実施することになりました。 予算上限額に達していない場合には、追加で補助金の申請はできますか。</p>	<p>上限の10万円に達していなければ、追加で補助金を申請することは可能で、質問の場合は交付申請額上限8万円となります。 ただし、交付確定後や、予算上限額を超える場合には申請できません。</p>
	2	<p>同じ事業で他の補助金を交付申請中でも本補助金を申請できますか。</p>	<p>他の補助金で交付申請中の補助対象経費について、同時に満額を本補助金の補助対象経費として計上することはできません。 そのため、他の補助金の内容について、事業経費内訳書の「3 補助事業にかかる経費の資金調達方法」内、「負担者」に補助金名を、「負担額」に交付予定額を、「負担方法」に補助金と記入してください。 併せて、他の補助金の申請内容及び金額が分かる書類を交付申請時に提出してください。 なお、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式第3号)提出時又は「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書(様式第5号)提出時に、他の補助金における交付決定通知書の提出が必要となります。</p>
03 補助対象経費	1	<p>本補助金を活用して看板の設置を行う予定をしています。本社は岸和田市内にありますが、看板の設置を行う事業所は他市にあります。 補助金を申請できますか。</p>	<p>本補助金は、市内中小企業者等の経営を支援し、市内の産業の振興を目的としているため、他市で運営する事業所に対して実施する補助事業については対象外となります。</p>
	2	<p>居抜き物件を改築しようと考えています。本補助金を活用することはできますか。</p>	<p>補助対象経費(あ)は開業時の広告宣伝費用が対象になるため、開業時の店舗改築や改装費については、本補助金の活用はできません。</p>
	3	<p>月額利用料やリースに係る費用について、「最大」6カ月分と書かれています。どのような場合に1カ月分しか出ないのでしょうか。</p>	<p>本補助金については、2月末日までに実績報告を行う必要がありますが、実績報告の時点で支払いを終えた月額利用料に係る費用が補助対象経費となります。よって、2月末日までに1カ月分の費用のみを支払い終えていた場合は、補助対象経費となるのは1カ月分の費用のみとなります。 以下は具体的な事例の例示です。 5月1日/補助金交付申請 翌年1月1日/月額利用料が必要な他社サイトへの自社サービスの広告掲載を開始 翌年2月5日/令和5年1月分の月額利用料支払い 翌年3月5日/令和5年2月分の月額利用料支払い 上の場合は、2月5日支払い分は補助対象経費となりますが、3月5日支払い分は補助対象経費となりません。</p>

分類	項番	質問趣旨	回答
03 補助対象経費	4	月額利用料が補助対象経費となっている事業について、ホームページ作成後の維持管理費としての保守(点検)費用やメンテナンス費用については補助対象経費となりますか。	新規でホームページを作成する場合で、ホームページ作成の維持管理費としての保守(点検)費用やメンテナンス費用は、作成後のシステムの維持にかかる費用のため、補助対象外となります。
04 申請受付期間	1	岸和田市への書類の到着が申請受付期間の最終日の翌日以降となった場合はどのような取扱いになりますか。	受付期間を超えた場合はいかなる場合も受付できないため、到着した申請書類一式をそのまま返送いたします。
	2	見積書等必要な書類が申請受付期間の最終日までに準備できなかった場合は、どのような取扱いになりますか。	申請受付の終了日までにはすべての必要書類を提出する必要があります。よって、本市で保有する当該申請にかかる資料をそのまま返送します。
05 申請時の提出書類	1	申請書はどこにありますか。	申請受付の開始日から申請受付の終了日まで、申請書は市ホームページからダウンロードできます。 産業政策課の窓口でも配布しています。
	2	書類に記入ミスをしてしまいました。最初から書き直す必要がありますか。	ボールペンを使用し、二重線で訂正の上、申請書に押印したものと同じ印を訂正印として押印してください。
	3	岸和田市内でお店を営業している個人事業主ですが、住んでいるのは貝塚市です。貝塚市の完納証明書が必要ですか。	原則として、1月1日現在、岸和田市に事務所、事業所又は家屋敷をもっているが岸和田市内に住所をもたない人についても、岸和田市で市民税(均等割)が課税されると想定されます。(岸和田市ホームページ: https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/15/kojinjuminzei.html の納税義務者の項参照) お住まいの貝塚市で市民税が課税されている場合は、岸和田市においても事業所分として市民税が課税されると思われるので、岸和田市の完納証明書が必要です。 一方、貝塚市で市民税が非課税の場合は、岸和田市においても事業所分の市民税が非課税と想定されます。この場合、岸和田市では非課税証明書が発行できませんので、貝塚市の非課税証明書または非課税であることがわかる証明書が必要です。 なお、いずれの場合も、課税対象となるか否かは岸和田市役所市民税課へお問合せください。
	4	現在、市税について納税猶予を受けており、納税猶予を受けている税目以外は滞納市税がありません。備考欄に何も記載されていない完納証明書が発行されませんが、どうすればよいですか。	「市税を滞納していないこと。」が補助対象者の要件であるため、完納後に補助対象者となります。

分類	項番	質問趣旨	回答
05 申請時の提出書類	5	開業6カ月の法人です。岸和田市の事業所で事業を営んでいますが、岸和田市からは法人市民税などの市税が課税されていないため、完納証明書が提出できません。どうしたらよいですか。	開業後初めての事業年度の終了日が到来していないことが理由で、岸和田市から一切の税が課税されていない法人の場合は、事業年度(会計期間)が記載された定款の全てのページの写しを提出していただくことで、完納証明書に代えることができます。
	6	個人事業主です。今年度の4月1日に岸和田市内に転居しましたが、市民税課で完納証明書の発行ができないと言われました。どうすればよいですか。	1月1日時点で住民票のあった住所がわかる書類(住民票や運転免許証等)の提出により、申請日時点で岸和田市で課税されていないことを確認します。これにより、完納証明書の提出に代えることができます。
	7	岸和田市に今年度の4月1日に本店及び事業所を移転した法人ですが、昨年度の3月1日に取得した履歴事項全部証明書の提出のみで問題ないですか。	岸和田市内で創業した法人で、その後他市へ移転し、岸和田市へ移転した法人に対しては、「岸和田市に移転後に取得した、岸和田市で創業したこと及び岸和田市に本店及び事業所があることがわかる履歴事項全部証明書」を提出してください。ただし、岸和田市外で創業した法人は対象外となります。

分類	項番	質問趣旨	回答
05 申請時の提出書類	8	完納証明書や履歴事項全部証明書は昨年度の4月1日に取得したものを使用してもよいですか。	完納証明書は補助金の交付申請日時時点で市税の滞納がないことを、履歴事項全部証明書は補助金の交付申請日時時点で事業を行っていることを確認するために提出いただいております。 よって、完納証明書・履歴事項全部証明書共に、直近3ヵ月以内程度のものを提出いただようお願いします。
	9	個人事業主です。確定申告をe-taxで行ったため、確定申告書の第1表に税務署の受理印が付されていません。どうすればよいですか。	e-taxの受付システムから、受信通知など「送信されたデータを税務署が受け付けた」旨がわかる書面（一般的には「メール詳細」と題されたものを想定しています。）を印刷し、確定申告書第1表に添付して提出してください。
06 事業内容の変更	1	交付申請時には実施を予定していなかった自社商品をPRする動画作成（補助対象と判断できるもの）を行おうと思っています。動画作成を行うと、補助対象経費が4万円から20万円となります。岸和田市へ提出する書類はありますか。	補助対象経費が4万円から20万円に変更となった場合は、交付申請額が2万円から10万円へ変更となると思われるため、1月末日又は追加で行う補助事業の開始前に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式3号）一式を提出し、計画の変更承認を受けていただく必要があります。 但し、申請のあった事業に必要なと認められないもの又は、交付確定後に追加で申請する場合については追加で補助対象経費として計上できません。 なお、交付申請額に変更がない場合も、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式3号）一式を提出いただく必要がある可能性があるため、事前にご相談ください。
	2	交付申請時に補助対象経費として承認された名刺の作成を一部取りやめようと思っています。取りやめた場合、補助対象経費が10万円から6万円となります。岸和田市へ提出する書類はありますか。	補助対象経費が10万円から6万円に変更となった場合は、交付申請額が5万円から3万円へ変更となると思われるため、名刺の作成前に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式3号）一式を提出し、計画の変更承認を受けていただく必要があります。 なお、交付申請額に変更がない場合も、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式3号）一式を提出いただく必要がある可能性があるため、事前にご相談ください。
	3	交付申請時には作成を予定していたホームページについて、前払い資金が足りず作成を断念することとなりました。そのため、当初に申請した事業内容と異なる宣材写真の撮影を追加したいと考えていますが、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書（様式第3号）の提出により対応できますか。	原則として、当初に申請のあった事業内容に必要なと認められないものについては追加で補助対象経費として計上できません。 以下に、想定される具体的な事業計画の変更事例及びその判断を記載します。 ①事業内容「開業時広告宣伝費用」にかかる10万円のホームページ作成を予定していたが、より安価な5万円のホームページ作成を行う。 判断：変更承認（当初の事業内容から大きな変更がないため） ②事業内容「開業時広告宣伝費用」にかかる補助対象経費として実施予定であったホームページの作成を断念し、宣材写真の撮影を行う。 判断：変更非承認（当初の事業内容と大きく変更があるため）

分類	項番	質問趣旨	回答
07 事業の中止	1	他の補助金を申請中だが、他の補助金が不交付の決定となった場合は、事業を取りやめようと思っておりますが、どうすればよいですか。	交付申請を行った事業を中止した場合は、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金事業計画変更・中止申請書(様式第3号)の提出が必要となります。
08 実績の報告	1	岸和田市への書類の到着が実績報告期限最終日の翌日以降となった場合はどのような取扱いになりますか。	実績報告期限を超えた場合はいかなる場合も受付できないため、到着した実績報告書類一式をそのまま返送いたします。 併せて、当該事業の補助金交付決定について取消しとなる場合があります。
	2	領収書等必要な書類が実績報告期限最終日までに準備できなかった場合は、どのような取扱いになりますか。	実績報告期限最終日までにすべての必要書類を提出する必要があります。 そのため、当該事業の補助金交付決定について取消しとなる場合があります。
09 請求時の提出書類	1	支援金の振込先をゆうちょ銀行にする場合、申請書にはどう記入したらいいですか。	通帳下面の【店名】【預金種目】【口座番号】【おなまえ】を申請書に記載してください。
10 補助金交付までの流れ	1	補助金の交付申請を行ってから、補助金が入金されるまでのスケジュールを教えてください。	「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付申請書一式に問題がない場合、1カ月以内に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付決定通知書というタイトルの書類が交付されます。 交付後、事業を行っていただき、事業終了後「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式を提出していただきます。 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金実績報告書一式に問題がない場合、1カ月以内に「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付確定通知書というタイトルの書類が交付されます。 交付後、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付請求書をご提出いただき、請求書に問題がない場合、提出から1カ月程度で補助金が入金されます。